

國民精神總動員下に於ける高知縣 道路愛護運動に就て

梅田三郎平

南海の一隅に偏在し政治及經濟の中樞より遠く距り一般文化に遅れ勝ちである本縣は、交通機關の發達も遺憾ながら進まず鐵道の如き昭和十年十二月に至つて漸く土讃線の全通を見た次第である。然れども幹線道路の開鑿は割合に

早く明治十八年十二月完成し、之と結ぶ幾多の產業補助路線は相當促進せられ、左表の如く國道以下町村道一萬一千七百六十七路線總延長一萬三百六十六糠に達し頗る普及發達を見て居る。

高知縣管内道路調書（昭和十三年六月現在）

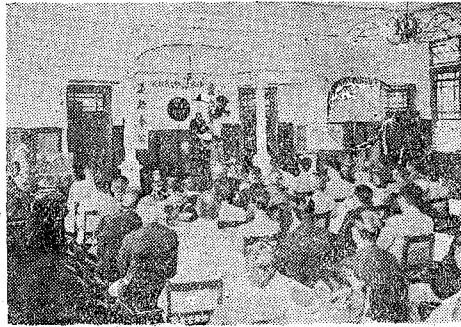
等級 路線 延長 幅員 備考
國道 一 六 三・六一八・六 二十三號線

府縣道	一四	二・〇六	二・八一八・六	高知德島線外百五十三
市道	三三	一・六六	二・八一三・〇	高知市
町村道	一〇・六九	一・七七	二・八一八・〇	安藝郡外六郡内百八十
計	一一・九六	一〇・三三		九ヶ町村

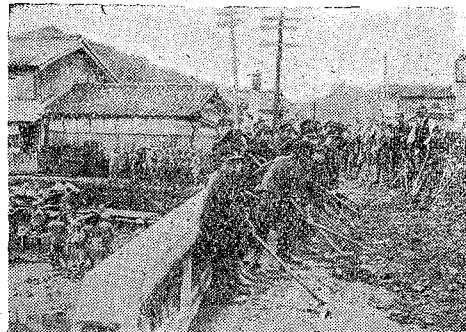
之は鐵道の恩恵に浴する事の薄かつた縣民が其の缺を補ふ切實な要求が與つて居る、從つて一般の道路に關する熱意と關心が深く保全が實に良く行き届いて居る。即「土佐の道路は日本一」と外來者の口を拗へて稱揚して居る所で、此の點のみは後進縣としても聊か他に誇るに足るものがあ

る。

屢々其の災厄に見舞はれ災害縣の名を天下に響かした譯である、殊に太平洋に突出する西部幡多郡の足摺岬と東部安藝郡の所謂室戸地方は其の被害一層甚しきものがある。又雨量の多い事全國に多く其の比を見ない程である。古い歴史はさて置いて大正九年以來年々歲々殆ど風水の慘害を被らざる無しと言つてもよい位で、道路橋梁の決済流失等挙げて算ふべからずで之が復舊には巨額の経費を要し相當國庫の補助も仰ぎつつあるも縣財政は多年其の重壓に苦しんで、他の積極的文化施設に十分手を伸ばし得なかつた事情にある。それで道路河川等の施設經營を獨り公費の支辨のみに委するとときは到底満足なる管理保全の事功を擧げ得る道理なく、然



六月十日の表彰式の實況



及小学校の童園實況

るに一面交通運輸機關として自動車が年々歲々日進月歩と共に異状なる普及を見、路面の損傷は際立つて悪化の傾向を示すに至り、彼此の情勢に鑑み當局としては特に直接利害關係ある地元町村の協力に俟つ事が喫緊の要事となりとする見地より縣は多取郷と村數青均年實況尾記載の如く昭和十年四月九日付を以て道路愛護治水施設保全に關する知事の告諭を發し、之が獎勵規程を設け一般の良俗を振起し相率て其の實踐に努めしめ地方文化産業の發達、福祉の増進に寄與すべく努力しつつある次第である。而して土木課當局が其の指導の衝に當り各地方に勧説し早くも同年十月十七日には高岡郡與津村が卒先して道路愛護會の發會を見るに至り、自治體の中堅層を成すと

ころの男女青年團、在郷軍人分會、各種婦人會、消防組等が打つて一丸となり直ちに其の活動に入つたのである。爾來各地とも風を望んで奮ひ起ち現在では縣下市町村として漏るゝ所なく愛護團體數百九十八を算へ、市町村數百九十に對し超過すること八といふ數字を示してゐるが、

之は一市町村で數ヶ月に區分され單獨團體を結成してゐる爲である。

左表は最近の調査であるが、普通會員十二萬六千三百餘名、外に贊助會員があり縣下總人口約七千二萬に對比して殆んど二割近い人員を擁してゐるのである。

○高知縣告謹第一號

道路ノ良否ハ文化ノ普及、產業ノ進展ニ極メテ重大ナル關係ヲ齎



戸波青年學生徒校學年除土崩現況

シ治水施設經營ノ適否亦民力ノ消長、國運ノ隆昌ニ影響スルコト洵ニ甚大ニシテ共ニ地方開發上忽ニスヘカラサルヤ言ヲ俟タサル所ナリ

サレハ縣下道路、河川等ノ施設經營ノ大部ハ縣之ニ當レリト雖モ今ヤ縣經濟ヲ以テ施設經營スヘキ事業ハ年ト共ニ多端ヲ加ヘ其ノ負擔甚タ輕カラス殊ニ大正九年以降年々歲々風水害ニ因ル被害甚大ニシテ之レカ復舊ニ巨額ノ經費ヲ費シ縣財政ハ極度ニ窮迫セル現狀ニアリ由テ之レヲ觀ルニ道路、河川等ノ施設經營ヲ獨リ公費ノ支辨ノミニ委スルトキハ到底遺憾ナキヲ期スル能ハス特ニ直接利害ノ關係アル地元市町村民ノ協力ニ俟ツコト緊要ナリト茲各地元市町村民ニ於テ協力一致其ノ關係道路、橋梁、河川、堤防、護岸等ノ損壞ヲ甚シキニ至シメス平素ニ於テ愛護節用シ維持修理ニ努メ之カ利用ヲ全カラシメ且災害ヲ未然ニ防止スルハ各自ノ福利ヲ増進シ災禍ヲ同避スル所以タルノミナラス是實ニ社會奉仕ノ美風ニシテ多年馴致セラレタル良俗ノ發揮タリト謂フヘシ然ルニ近時法令上公費ヲ以テ支辨スヘキ道路、河川ノ施設ニ對シテハ之レカ利害關係極メテ密接ナルモノアルニ拘ラス直接其ノ保全ノ義務ナキノ故ヲ以テ之ヲ一ニ關係管理行政廳ニ委シテ敢テ顧ミス舊來ノ良俗漸ク頽廢セムトスルハ深ク遺憾トスル所ナリ

公共施設ノ恩澤ニ直接享受スルモノハ主トシテ地元市町村民ナレ

ハ徒ニ管理權ノ所在、經費負擔ノ關係ヲ云爲シテ道路、河川ノ荒

昭和十年四月九日

廢ヲ袖手傍観スルカ如キコトナク常ニ之カ愛護、保全ヲ念トシ進

シテ其ノ機能ノ増進ヲ計ルヘキハ地元市町村民ノ當然ノ責務ナリ

ト謂ハサルヘカラス近時各種ノ法制ニ於テ受益者負擔ノ制度ヲ設

ケタル所以ノモノ亦全ク此ノ趣旨ニ因ルニ外ナラス縣民宜シク茲

ニ鑑ミル所アリ自治公共ノ精神ヲ發揮シ公共施設ヲ害スルカ如キ

行爲ハ互ニ之ヲ慎ミ避タルハ勿論進ンテ其ノ修理、保護ニ任シ各

人業務閑散ノ時期ヲ選ミテ労力ヲ提供シ道路ノ穴埋、不陸均砂利

敷込、河川ノ浚渫、堤防護岸ノ修理等ヲ行ヒ益々公共施設愛護保

全ノ良風ヲ作興シ以テ地元民ノ責務ヲ完フヌヘシ之等ノ行爲ハ概

ネ舊來ノ慣行ニ依リ地元民ニ於テ爲シ來リタル所ニシテ特別受益

者トシテ亦當然爲スヘキ最少限度ノ負擔ニ屬スヘシ

青年團在郷軍人會等ハ一郷風教ノ中堅トシテ率先シテ公共施設愛

護保全ヲ念トシ之等ノ作業ニ從事スルニ於テハ一般民衆亦之ニ倣

ヒ其ノ良風ヲ馴致スル效果鮮少ナラサルノミナラス是實ニ其ノ團

體存立ノ目的ニ鑑ミ極メテ恰好ノ措置タルヘキヲ信ス

冀クハ縣民タルモノ宣シク上述ノ趣旨ヲ體シ實踐躬行以テ道路愛

護、治水施設保全ノ良俗ヲ擴充シ相率キテ其ノ實績ヲ擧ケ地方文

化ノ開發、福祉ノ增進ニ寄與セムコトヲ

右告諭ス

苑

○高知縣告示第百七十四號

高知縣知事　泊　武　治

道路愛護治水施設保全獎勵規程左ノ通定ム

昭和十年四月九日

高知縣知事　泊　武　治

道路愛護治水施設保全獎勵規程

第一條 道路河川愛護保全ノ思想ヲ普及シ其ノ改良完備ヲ期スル

爲道路愛護會又ハ治水施設保全會ヲ組織シタルモノニシテ其ノ

成績優良ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 道路愛護會又ハ治水施設保全會ハ青年團、在郷軍人分會、

婦人會其ノ他市町村若ハ市町村ノ一部ヲ區域トスル團體又ハ市

町村單獨ニ若ハ協同シテ之ヲ組織スルコトヲ得

第三條 道路愛護會又ハ治水施設保全會ヲ組織シタル團體ハ別記

第一號様式ニ依リ所轄支廳長又ハ土木出張所主幹ニ報告スヘシ

參加團體作業ニ從事シタルトキハ第二號樣式ニ依リ其ノ狀況ヲ

所轄支廳長又ハ土木出張所主幹ニ報告スヘシ

支廳長土木出張所主幹ニ於テ第一項ノ申出ヲ受ケタルトキハ所

轉署奏署長ニ通知スヘシ

第四條 支廳長又ハ土木出張所主幹ハ道路愛護會又ハ治水施設保

全會ヲ組織シタル團體ニ對シ常ニ其ノ區域内ノ道路愛護及治水施設保全ニ關スル公共心ノ厚薄作業ノ良否ヲ視察シ其ノ成績ヲ考査スヘシ

第五條 支廳長又ハ土木出張所主幹ハ所轄警察署長ト協議ノ上道路愛護會又ハ治水施設保全會ヲ組織セル團體ノ事績及成績調書ヲ作製シ順位ヲ附シテ毎年十二月二十日迄ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條 知事ハ審査長及審査員ヲシテ前條ノ報告ヲ審査セシム

第七條 審査ハ毎年一回之ヲ行ヒ第一次審査及第二次審査ニ區分ス第一次ハ各都市每ニ行ヒ第二次ハ各都市ヲ通シテ之ヲ行フ

第八條 審査長ハ經濟部長ニ副審査長ハ土木課長ニ審査員ハ關係官吏員其ノ他必要ニ應シ知事之ヲ命シ又ハ囑託ス

第九條 審査ハ道路愛護及治水施設保全ニ關スル公共心ノ厚薄作業成績ノ良否ヲ調查スルヲ以テ目的トスルモ其ノ標準概ね左ノ如シ

如シ

一、當該團體區域内ノ國道、府縣道、市道及町村道、各種河川ノ保持宣シキヲ得現狀良好ナルコト

二、費用若ハ労力ノ負擔方法宜シキヲ得最モ經濟的ニ使用シ且

ツ圓滿ニ支辨シ得タルコト

三、團體全般ノ成績良好ナルコト

前項第一號ノ審査ハ當該道路ノ構造交通狀況又ハ治水施設ノ實狀及管理者維持修理ノ程度等ヲ斟酌シテ其ノ成績ヲ考査スルモノトス

第十條 道路愛護又ハ治水施設保全ニ關スル篤志家アルトキハ所屬市町村長ハ其ノ事績ヲ錄シ所轄支廳長又ハ土木出張所主幹ヲ經テ知事ニ申報スヘシ

支廳長又ハ土木出張所主幹前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ實狀ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

第十一條 知事ハ前條ノ篤行者ノ事績ヲ第六條ノ規定ニ依ル審査長及審査員ヲシテ審査セシメ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

道路愛護(治水施設保全)獎勵參加申込書

郡
村
町

一、團體名

二、地域

三、團體組織ノ概要

四、團體人員數

四、參加地域、道路延長、河川延長又ハ砂防箇所数

種別 路川名又砂防名
國道 又ハ砂防箇所數
府県道 道路延長河川延長
町村道 摘
河川全何々線

要

三、團體組織ノ概要

イ、組織ハ各種團體聯合ノ場合ハ其ノ團體名ヲ其ノ他ハ組
織ノ概要ヲ記載スルコト

ロ、團體人員數ハ各種團體聯合ノ場合ハ各團體別ノ人員ヲ
記載スルコト

第二號様式

道路愛護(治水施設保全)獎勵作業狀況報告

砂防全何々

計

右ハ昭和 年

月高知縣告示第

號道路愛護治水施設保

月

日

作業ノ

區域

延長

作業

延時間

人員

備

考

團體

名

郡

村町

全獎勵規程第三條ニ依リ申込候也
昭和 年 月 日

右團體代表者

高知縣知事 殿

備考

一、團體名

參加團體ノ名稱ヲ記載スルコト

二、地域

一市町村ヲ地域トスルトキハ本市町村一圓又ハ大字ヲ地
域トスルトキハ何々大字一圓ト記載スルコト

説苑

一、作業ノ目的物ニハ國道、府県道、市道、町村道名河川名

備考

高知縣知事 殿

右團體代表者名

又ハ砂防ノ區別ヲ記載スルコト

二、區域ハ作業ノ目的物ノ所屬部落名ヲ記載スルコト

三、延長ハ道路河川ニ在リテハ延長砂防ニ在リテハ箇所數ヲ

記載スルコト

四、作業方法ハ道路愛護治水施設保全獎勵參加團體作業方法ニ依ル作業ノ種類ヲ記載スルコト

五、作業延時間ハ各作業人ノ作業シタル時間ヲ通算シタル延

時間ヲ記載スルコト

六、作業人員ハ作業ニ從事シタル人員ヲ記載スルコト

○高知縣告示第百七十五號
道路愛護治水施設保全獎勵參加團體作業方法左ノ通定ム

昭和十年四月九日

高知縣知事 沂 武 治

道路愛護治水施設保全獎勵參加團體作業方法

第一條 道路河川及砂防ノ整理ハ概本左記各號ニ依ルヘシ

一、諸車其ノ他ノ物件ヲ道路ニ放置シ若クハ道路ヲ物干場ニ使用スル等交通ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲サシメサル様常ニ

注意スルコト

二、路面ニ轉在スル玉石、栗石、其ノ他交通ノ障害トナルヘキモノハ之ヲ取除クコト

九、捕魚ノ爲河川敷地ニ石付又ハ搔上ヶ堤ヲ設ケ流水ヲ阻害ス

ルカ如キ設備ヲ爲ササルコト

十、道路兼用ニ非サル堤防内ヘ猥ニ牛馬車ノ曳入ヲ爲ササルコ

十一、水防器具及材料ハ毎年出水期前ニ一應調査シ若シ不足ヲ

生シタルトキハ補足スルコト

十二、堤防内ニ生スル筍ヲ採取シ又ハ家畜ノ類ヲ放牧セサルコ

三、路肩ニ繁茂セル雜草ハ之ヲ削取り實用路面ヲ有效ナラシメ

路面ノ塵埃、泥土、雜草等ハ之ヲ除去シ常に清潔ヲ保持ス

ルコト

四、車馬避讓ノ爲待避所ヲ使用セシムル様指導スルコト

五、道路元標、道路標識其ノ他道路ニ附屬セル建設物ノ保持ヲ

爲スコト

六、橋梁、側溝、暗渠、土管等ニ漂流物、泥土、雜草、落葉其

ノ他ノ障害物入込ミ排水不良ナル箇所アルトキハ充分掘リ

浚ヘ障害物ハ之ヲ除去シ水行ニ支障ナカラシムルコト

七、降雨ノ際ニ於テハ成ルヘク區域内ノ道路ヲ巡視シ水溜リ其

ノ他排水不良ノ箇所ニ對シ相當手入レフ爲スコト

第二條 道路及河川工作物ノ修繕並排水ノ手入ハ概本左ノ方法ニ

ト
十三、堤防ニ杭木ヲ打込ミ又漫ニ昇降セサルコト

十四、堤防ニ破損ヲ生シタルトキハ直ニ應急修理ヲ爲シ若シ大

破損ニテ技術ヲ要スルトキハ所轄支廳長又ハ土木出張所主

幹ニ報告スルコト

十五、堤防敷及河川敷ニ塵埃其ノ他汚物ヲ捨テサルコト

十六、其ノ他河川及堤防ニ害ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サルコト

十七、山林濫伐ノ弊害ヲ防止スルコト

十八、山火事ノ防止ニ努ムルコト

十九、崩壊地岩盤露出箇所並其ノ周圍ノ樹木伐採落葉ノ採取等

二十、砂防ノ爲植付ケタル植物其ノ他ノ雜木ヲ抜取り又ハ伐採

セサルコト

二十一、樹裁ヲ獎勵シ土砂ノ扞止水源ノ涵養水害防備ニ努ムル

コト

二十二、荒廢地復舊施設並植裁木ノ愛護ニ努ムルコト

二十三、保安林施業ニ留意スルコト

二十四、制限地開墾作業ニ留意スルコト

二十五、施業制限ヲ要スルカ如キ急傾斜地ノ樹木ノ伐採ニハ特

ニ留意スルコト

二、路面ニ大ナル凹所又ハ洗掘ヲ生シタルトキハ先ツ以テ素地

ヲ打チ起シ砂利又ハ眞砂土ヲ補足シテ調染ヨクシ輕度ナル

一、路面ノ凸凹ハ之ヲ削リ均スコト

三、路面ノ車跟ハ車跟ノ兩側ニ餘レル砂利又ハ其ノ他ノ砂利ヲ

持チ込み高低ナク搔キ均スコト

四、路面ニ突出セル玉石、栗石、木根等ハ之ヲ除キ砂利又ハ眞

砂土ヲ以テ跡埋ヲ爲スコト

五、雜草木根等ノ混入セル土砂又ハ側溝ノ浚渫泥土等ヲ實用路

面ニ搬出セサル様注意スルコト

六、馬踏ニ弧形ヲ保チ道路兼用ニアラサルモノハ芝ヲ以テ覆フ

コト

七、馬踏ニ凸凹ヲ生シタル場合ハ削リ均スコト又ハ凹所ニ眞土

ヲ埴充スルコト

八、法面ノ崩、缺所ヲ發見シタルトキハ良質土ヲ補足シ入念ニ

鋪シテ張芝ヲナスコト

九、鼠、土龍穴ハ少クトモ二尺以上切返シ蛸撗スルコト
十、乾燥割、法包覆弛割等ハ前後ノ状態ニヨリ階段切ラナシ入

念蛸撗スルコト
串止ドスルコト

十一、芝ノ枯損セルモノアルトキハ直ニ良質ノ芝ヲ以テ換ヘ目
十二、冬季ニ於テハ路面並橋面ノ積雪ハ之ヲ除却シ其ノ他ニ於

テハ路面ノ乾燥ヲ來シタルトキハ適當ノ撒水ヲナスコト

十三、河岸防護ノ諸工事施行箇所ニシテ破損アルトキハ應急工

事トシテ雜木ヲ以テ修繕ラナシ其ノ旨所轄支廳又ハ土木出

張所ニ届出ツルコト

十四、石堤ノ積石張石ニ離脱、狂ラ生シタルトキハ速ニ適當ナ

ル形狀寸法ノ石ヲ以テ補修積直シラナスコト

十五、石堤ノ基礎洗ハレテ根石露出ズルニ至リタルトキハ大石

ノ曳付ラナスコト

十六、石堤ノ法面一般ニ狂ラ生シタルトキハ合端コンクリート

ヲ填充スルコト

十七、根固、木工沈床及牛栓類ノ葺石流失又ハ木材折損セルト

キハ同一種類ノ材料ヲ以テ補修スルコト

十八、道路河川ヲ無顧占用シ或ハ河川生産物ヲ無顧採取シ又ハ

沿道取締規則ニ違背シ家屋其他ノ建物ヲ建設スルカ如キモ

ノナキ様注意シ若シ之ニ違背スルモノアルトキハ之ヲ所轄
警察署支廳又ハ土木出張所主幹ニ申報スルコト
第三條 前各條ノ外出水時ニ於テハ左記事項ニ留意スヘシ
一、出水ノ場合ニ於テハ河川其ノ他水流ノ漂流物ニ注意シ橋梁
ノ危害豫防上必要ナル措置ヲナスコト

二、出水時ニ於テ道路、橋梁等破壞ノ虞アル場合ニ於テ關係官
吏員ノ依囑ヲ受ケタルトキハ其ノ指揮ニ從ヒ防備ニ盡ス
コト

三、道路ノ大修繕ヲ要スト認ムル箇所ハ之ヲ所轄支廳又ハ土木

出張所ニ通知スルコト
四、風雨強キ際ハ區域内ノ河川ニ注意シ上流町村ト連絡ヲ保チ
洪水時ノ豫報ヲナスコト

五、出水ニ對シ堤防護岸ニ危険アルヲ發見シタクトキハ應急ノ水
防工事ヲナスト同時ニ所轄支廳又ハ土木出張所ニ急報シ其
ノ指揮ヲ受クルコト

六、堤腹ニ水門又ハ水抜渠ノ如キモノアルトキハ迅速ニ之ヲ閉
ツルコト

第四條 作業又ハ修繕工事ヲ爲ス爲特ニ多額ノ費用若ハ勞力ヲ投

セムトスル場合ニ於テハ所轄支廳又ハ土木出張所ニ届出又ハ其
ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ施行スヘシ

◎通牒

○十土第一、六七五號

昭和十年四月九日

高知縣經濟部長
高知縣警察部長

幡多支廳長殿
各土木出張所主幹殿

警察署長殿（水上署ヲ除ク）

町村長殿

道路愛護並治水施設保全ニ關スル件依命通牒

標記ノ件ニ關シ本日縣公報ヲ以テ告諭並ニ獎勵規程及參加團體作業方法ニ關シ告示相成候條一般ニ周知方取計ノ上之レカ目的達成ノ爲一段ノ御配意相成度

道路愛護團體會員調書（昭和十三年六月現在）

土木出張所名
數　　町村名
數　　團體員
會員
普通會員
贊助會員
備　　考

安藝出張所　三　　三　　五　　六　　四　　四
大篠出張所　二　　三　　六　　九　　三　　全
郡　　香美郡一圓及長岡
土佐郡各一部

護會長を選定してゐる。
左表は昭和十年度乃至十二年度の道路愛護團體の作業成績で年を逐ふて長足の發達振りを示してゐる。



況實取採利糸の童兒部子女校學小町崎須

は短年月の間に徹底的の普及を見たのであるが、昭和十一年五月十六日に知縣道路愛護協會が設立せられ總裁に知事を推戴し會長には經濟部長、副會長二名中一名は土木課長他の一名は有力なる愛

高知出張所	四	四	三、五	四	高知市一圓、長岡 郡、土佐郡、吾川 郡谷一部
須崎出張所	三	三	二	二	吾川郡、高岡郡各一部
幡多支廳	三	四	三、八	三	幡多郡一圓
計	一六	一六	二三、三	二三	

各團體の奉仕作業に際しては當該地方の小學兒童の參加 が漸次多くなつてゐるのは注目すべきであると思ふ。

道路愛護團體年度別作業成績對照表

年 度 參加團體數 作業回數 作業道路延長(杆)

國道 府縣道 町村道 計

八時間

換算人員

學生

昭和十一年	一七〇	二二三	六	一四七〇三	一三三	一八〇	八、〇五	三、六七
十二年	一六一	一四〇	五	一七五	一七五	一七五	七、〇三	二、七六
				三、六三	一、七九	一、七九	五、七六	一、七九

以上は各團體任意の隨時奉仕作業統計であるが、尙ほ道路愛護會では縣當局と協調して協會主催の下に昭和十二年及昭和十三年の各舊歎正月を期して二回に亘り、全縣下一齊道路愛護週間を實施した。其の成績は第一回の成績に比して第二回は斷然優良なる成績を示して居り、更に特別奉仕者の參加に至つては第二回は比較にならない程の夥しい數字を示してゐる。之は道路愛護運動に對する縣民の理解認識の向上を物語る證左であることは勿論、戰時下に於ける一般國民の勤勞奉仕の精神發露と見るべく、國民精神總動員實踐運動の好適例であると信ずるのである。

本年度施行したる道路愛護週間は國民精神總動員の一項

目として、全國に率先し二月一日より七日迄實施したのである、従つて之に參加した團體は道路愛護會の外縣下の消防組、在鄉軍人分會、男女青年團、國防婦人會更に男女中等學校及小學校の生徒兒童の全部であつて恰も縣民總動員の愛護運動と化した譯である。

縣はこの全縣的大精神運動をして最も有効適切な成果を納めしむる爲各土木出張所主幹會議を開催し學務當局、警察當局等の意見を徵して周到なる指導計畫を樹て、又各團體は縣の指導計畫に協力し作業方法並に紀念事業計畫を樹立し、萬遺憾なきを期することとした。愛護週間中は加藤土木課長指導の下に五班に別れ、各班主任は班員を統率し

て其の前日迄に部署に就き、他方縣首腦部は知事を首め總務、學部、經濟、警察の各部長及各課長は各市町村漏れなく分擔巡視を行ひ、作業團體を適宜集合しては五分間乃至十分間の挨拶並に講演を爲して國民精神總動員の趣旨を徹底せしむると同時に、道路愛護の眞意を納得普及するに努めた。道路愛護週間に於ける作業指導計畫並に舉式は左の通である。

昭和十三年一月二十日

高知縣學務部長岡本正一
高知縣道路愛護協會長渡邊廣
高知縣消防協會長安田讓

各中等學校長殿
各小學校長殿
各道路愛護會長殿
各市町村消防組頭殿

國民精神總動員

道路愛護ニ關スル件

道路ガ一般交通上産業經濟ノ振興上將又軍事國防上極メテ

一、道路愛護作業ハ學校生徒、道路愛護會員、消防組等ノ勞力奉仕ニ依リテ之ヲ行フコト

記

一、道路愛護週間昭和十三年
自二月一日
至二月七日

一、作業日ハ午前七時適定ノ場所ニ集合ノ上宮城遙拜

一、道路愛護作業ノ項目ハ概ね左記ニ依ルコト

イ、道路、橋梁、側溝、街路樹、並木、道路元標、道路
標識、里程標、道シルベ等ノ修理清掃美化

ロ、路面ノ修理、路肩ノ雜草刈、綠芝ノ刈取、道路ノ法
手入、側溝浚渫排水ノ整備

ハ、交通障害物ノ除去

重要ナルハ言ヲ俟タザル所ニシテ之ガ維持保全ニ關シテハ
勢ヒ地元諸團體並ニ一般通行者ノ特段ナル理解及協力ヲ俟
ツニ非ザレバ到底之ガ萬全ヲ期シ難ク候

就テハ左記日程ヲ以テ道路愛護運動ヲ實施シ勤勞報國公物
愛護ノ觀念ヲ涵養普及シ國民精神總動員ノ實ヲ擧度候條舉
村的ニ實施セラル様御配意相成度此段及御依頼候也

一、道路愛護作業ハ土木課長統率ノ下ニ所轄土木出張所主

幹及支廳土木課長夫々ガ指導督勵ニ當ル筈

追テ宣傳ポスター並ニビラ送付候條適當ノ箇所ニ掲示及

貴村内ニ配付ノ上本主旨ヲ徹底セシメラレ度

照　　會

十三土第一一五號

昭和十三年一月二十二日

高知縣知事　小林光

市長殿

町村長殿

國民精神總動員道路愛護週間開催ノ件

來ル二月一日ヨリ縣下一齊ニ舉行スル道路愛護週間ハ國民精神總動員ノ一項目トシテ實施スルコト、相成候條愛護作業ニ從事スル各員ヲシテ其ノ意義ヲ徹底セシメ勤勞報國ノ美德ヲ致サシメル様御取計相成度

追テ之レガ開始ニ際リテハ左記順序ニ依ル式ヲ舉行セン
ムル様各々ニ督勵御取計相成度

一、宮城遙拜
一、國歌齊唱
一、會長挨拶

一、立會者挨拶

一、代表者神社參拜

イ、國威宣揚祈願

ロ、皇軍武運長久祈願

一、作業開始

本週間に於て特筆すべき作業は曲所の是正、待避所の設置、小破復舊工事、危險標識、里程標示、道しるべ等の設置である。尙貨物自動車業者が空車奉仕と稱して空車を以て交通するときは必ず道路愛護會其他奉仕團體が採取したる砂利を積みて指定場所迄小運搬を爲したこと、又或る愛護會は週間に勿論更に五日間に涉り全村民總出動を爲し道路の是正工事を行ひ徹底的に勤勞奉仕の誠を効したことは全く他府縣に稀例であつて土佐の誇りとするところ

である。終りに小學兒童の活動を述べん、縣は道路愛護作業が兒童教育上に及ぼす影響を考慮し、尋常五年以上の兒童を參加せしむる方針であつたが、愈々實施となるや一年生の兒童までが之に參加するに至つたのである、此の一年生の兒童がバケツとか袋敷其の他コモ切等思ひ思ひの物に砂利を入れ、ヨチヨチヨチと顔を赤めながら運ぶ姿は限りなくイデラシク又同愛らしく思はず目頭の熱きを覺へた、或る小學校では下級生をして街中に落ち居る折釘や硝子の破片を拾はせ危険防止に勤め、上級生には崩土の取除けとか砂利採取を爲さしめる等作業を各々區分し、兒童心理に程良く調和せしめた點は教育上好結果を齎らした様に思はれる。今回施行した道路愛護週間は縣民一般に對して道路

道路愛護週間中の作業實績表

年 度	參加團體數	作業回數	國道 府縣道 市町村道	作業延長(糸)		作業延時間	作業延人員	八時間 換算人員	學 生
				合	計				
昭和十二年	三	二七	毛	一、三三	卷	二、五〇	四四、四八	六、七九	二、〇五
十三年	一九	三三	毛	一、六六	一、四〇	三、二六	五五、四〇	七、七七	一、九〇
說									
苑									

愛護の思想を普及せしめたのみならず部落一丸となり、或は一町村一團となつて一般公共物に對する協同奉仕が、如何に大切であるかと謂ふことを徹底せしめたことを特筆せねばならぬ、就中七十歳以上の老人や出征軍人の遺家族迄が國民精神總動員の本旨を理解し、道路愛護作業に從事するに至つたことは唯々感激の外はなかつた、縣より派遣せられた指導員は愛護作業の督勵指導を爲すの外、これ等の人々に對して感謝の意を表し、更に愛護會員にて名譽の戦死を遂げたる者あれば英靈墓參を爲し、家族を慰問する等和衷協同して偉大なる成果を納めた譯である。

道路愛護週間中に於ける作業實績及特別奉仕者調は左表の如である。

道路愛護週間中特別奉仕者調

年 度	月別	道路愛護會作業實績表				就業時間 自午前七時 至午後五時
		貨物自動車	乗用自動車	荷馬車	小車	
昭和十二年度	四月	126,391	126,166	員會		
	五月	3	10	一二三四		
	六月	87.4	28	一二三四		
	七月	19168	1337.12	一二三四		
	八月	2396	297	一二三四		
	九月	18	22	一二三四		
	十月	35.0	111.3	一二三四		
	十一月	2804	403,793	一二三四		
	十二月	294	782,743	一二三四		
昭和十三年度	四月	39	7	一二三四		
	五月	122.4	4.5	一二三四		
	六月	15922	1004,573	一二三四		
	七月	1987	323	一二三四		
	八月	33	14	一二三四		
	九月	92.0	7.1	一二三四		
	十月	23622	3248.48	一二三四		
	十一月	2953	664	一二三四		
	十二月	6	37	一二三四		
昭和十四年度	一月	37.2	113.4	一二三四		
	二月	6295	722,705	一二三四		
	三月	784	1762,416	一二三四		
	四月	15	63	一二三四		
	五月	570	403.7	一二三四		
	六月	4865	74,829	一二三四		
	七月	609	1482,882	一二三四		
	八月	43	68	一二三四		
	九月	218.0	587.5	一二三四		
	十月	52457	79,697	一二三四		
	十一月	6454	340,651	一二三四		
	十二月	31	31	一二三四		
昭和十五年度	一月	11.83	191.2	一二三四		
	二月	184.92	503,147	一二三四		
	三月	2306	424,909	一二三四		
	四月	11	23	一二三四		
	五月	51.3	75.2	一二三四		
	六月	12800	724,136	一二三四		
	七月	1601	1859	一二三四		
	八月	8	8	一二三四		
	九月	25.4	31.2	一二三四		
	十月	6790	6,596	一二三四		
	十一月	424	826	一二三四		
	十二月	223	190	一二三四		
昭和十六年度	一月	3090.5	2580.2	一二三四		
	二月	562358	14326,941	一二三四		
	三月	699.30	18,981,101	一二三四		
	四月	11		一二三四		
	五月	28.5		一二三四		
	六月	8663		一二三四		
	七月	1083		一二三四		
	八月	446	473	一二三四		
	九月	39625	4133.3	一二三四		
	十月	734236	22,232,017	一二三四		
	十一月	125635	27,543,702	一二三四		
	十二月			計		

備考 (一) 作業回数

(二) 作業道路延長

(三) 就業延時間

(四) 八時間換算就業延人員

本年度に於ける道路愛護會の表彰式は去る六月十日附を以て舉行した。即ち昭和十二年中の愛護作業の實績を各土木出張所主幹支廳土木課長並に所轄警察署長に於て合議決定された。即ち昭和十二年中の愛護作業の實績を各土木出張所主幹支廳土木課長並に所轄警察署長に於て合議決定したる被表彰者を、知事の任命したる審査員は右内申書を中心に愛護週間に於ける各指導員の意見を聽取し

本年度に於ける道路愛護會の表彰式は去る六月十日附を以て舉行した。即ち昭和十二年中の愛護作業の實績を各土木出張所主幹支廳土木課長並に所轄警察署長に於て合議決定したる被表彰者を、知事の任命したる審査員は右内申書を中心に愛護週間に於ける各指導員の意見を聽取して、公正なる審査を遂げ成績順に表彰者を決定した。昭和十二年度は道路愛護會の外に個人奉仕者は土木課長より感謝狀を交付し、七十歳以上の老齢者には愛護會名入の紀念手拭を進呈した。本年度は愛護會以外は參加學校中特に成績優良なる三十校を選擇して表彰することとしたので

ある。

表彰式の順序左の如し

一、着席

一、東方遙拜

一、開式

表彰狀並賞品授與

一、知事の告示

一、來賓の祝辭

一、被表彰者答辭

知事告辭

本日本縣道路愛護協會年次總會ヲ機トシテ道路愛護會並ニ

修路工夫ノ表彰式ヲ舉行シ所懷ノ一端ヲ述ブルコトヲ得ル

ハ予ノ最モ欣幸トスル所ナリ。本縣ニ於ケル道路愛護ノ運

動ニ就テハ茲ニ更メテ多言ヲ要セザル所ニシテ、縣民各位

ハ克ク其ノ趣旨ヲ理解セラレ、之ガ目的達成ノ爲歎誠ナル

努力ヲ致サレタル結果、今ヤ全縣下市町村普ク愛護團體ノ

結成ヲ見、隣保相助自治共同ノ精神ヲ基調トシ、相競フテ
道路愛護ニ依ル公共奉仕ノ實績ヲ擧ゲ、極メテ優良ナル成
果ヲ收メツツアルコトハ邦家ノ爲洵ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナ
ルト共ニ路政當局トシテ衷心感謝ニ堪ヘザル所ナリ。

惟フニ道路愛護ノ運動ハ一般社會ノ教化ト公共心ノ涵養ニ
及ボス効果甚大ナル一大精神運動タルノミナラズ、道路ノ
維持管理ニ寄與スル所亦多大ナルモノアリ、近時唱道セラ
レツツアル集團勤勞奉仕運動ノ眞ニ好適例トモ謂フヲ得ベ
ク、現下ノ時局ニ鑑ミ此ノ種奉仕運動ガ最モ要望セラレツ
ツアル際、益々道路愛護ノ普及徹底ヲ期セザルベカラズ。

本日表彰ヲ受ケタル團體ハ過去一年間ニ於テ縣下約二百ヲ

算スル愛護團體ノ作業實績並ニ本年二月實施シタル國民精
神總動員道路愛護週間ニ於ケル參加小學兒童ノ業績ヲ調查
シタル結果特ニ優良ニシテ他ノ範トナスニ足ルモノト認ヌ
本縣道路愛護治水施設保全獎勵規程ニ依リ夫々表彰ヲ見タ
ル所ニシテ、當該各團體ガ一致協力道路ノ愛護ニ努メラレ
タル不斷ノ努力ニ對シ深ク敬意ヲ表スル次第ナリ。

次ニ本日表彰ヲ受ケタ修路工夫各位ハ平素熱誠忠實ニ其ノ職ニ勤務シ道路管理上其ノ成績優秀ニシテ他ノ範トナスベキヲ以テ今回表彰ヲ見タルモノニシテ此ノ機會ニ於テ其ノ勞苦ニ對シ厚ク謝意ヲ表ス。今ヤ我國ハ未會有ノ難局ニ當面シ、舉國一致トナリテ時艱ノ克服ニ邁進セザルベカラズ、之ガ爲ニハ國民總動員ヲ以テ國家公

共ノ爲奉公ノ誠ヲ効スベキナリ。冀クバ各位ハ今後倍々奉公ノ精神ヲ發揚セラレ、益々道路愛護ト其ノ管理ニ精進セラレ以テ本縣文化産業ノ發展ト國運ノ隆昌ニ貢獻セラレンコトヲ。一言以テ告辭トス。

祝辭



以來ノ事デアリマシテ、爾來三ヶ年内外ノ短日月間ニ今日ノ如ク道路愛護團體ノ普及ヲ見ルト共ニ、各地方イヅレ劣ラヌ熱意ヲ以テ實踐躬行、公共奉仕ノ活動ヲ續ケラレツツアル事ハ隨時新聞報道等ニヨリ承知シテ居リマシテ衷心敬意ヲ表シ、縣民ノ一人トシテ常ニ感謝致シテ居ル次第デアリマス。

原了惟フニ文化ノ進ンダ國々、夫々ノ地方村たゞ愛る護實ニ於キマシテハ、何處トモ自治ノ精神會況第一班ガ發達シテ居リマシテ、御互ノ力デ處理シテ行カウト言フノデアリマスガ、之ハ共同生活上最モ必要ナ事デアリマシテ、公共奉仕トイフ事モ實ニ此處ニ終掃出處シテ居ルト思フノデアリマス。

本日茲ニ優良道路愛護會並ニ小學校、修路工夫等ノ表彰ヲ行ハレルニ際シ式典ニ列シテ一言所感ヲ申述ベル機會ヲ得マシタノハ私ノ甚ダ欣快ニ存ジマスル次第デアリマス。顧ルニ本縣ニ於テ道路愛護運動ノ起サレマシタノハ昭和十年

而シテ吾々ノ生活ヲヨリ幸福ニ安全ニ保障シツツアル國家組織ト、共存共榮ヲ理想トスル社會ニ對スル當然ノ責務デアルト信ズルノデアリマス。

本日縣知事ヨリ表彰ノ名譽ヲ荷ハレマシタ各團體並ニ各位

ハ克ク協力一致シテ作業ノ成績顯著ナルモノガアリ、他ノ範トスルニ足ルモノト認メラレタ譯デアリマシテ、日頃ノ奉仕ニヨリ物質的貢獻ノ大ナル事ハ勿論各方面ニ及ボス精神的影響ハ更ニ大ナルモノガアル事ヲ信ズルノデアリマシテ、小ニシテハ地方ノ爲、大ニシテ邦家ノ爲、洵ニ慶祝ニ堪ヘマゼン。御承知ノ如ク現下我國ハ未曾有ノ難局ニ直面シマシテ、國民精神總動員ニヨリ難關ヲ突破スルト共ニ多々倍々國運ノ發展ヲ念願シテ居リマスル際、特ニ奉公精神ヲ旺盛ナラシムル爲ニ本運動ノ徹底ヲ期セラルルヤウ切望シテ止マナイ次第アリマス。

昭和十三年六月十日
高知縣會議長 井上 熊兄
答辭
シマシテハ只々公共施設トシテノ道路ニ對スル報謝ト國家社會ニ對スル奉公上ノ一念カラ微力ヲ盡シツゝアル譯デアリマスルノニ特ニ短日月間ノ業績ヲ嘉賞セラレ表彰ノ名譽ヲ授ケラレマシタノハ實ニ望外過分ノ光榮トシテ深ク感銘致シマスル次第アリマス。及バズナガラ御精神ヲ體シマシテ將來トテモ今日ノ榮譽ヲ辱メナイ様努力ヲ續ケマシテ官民協力ノ實ヲ擧ゲ道路愛護ノ理想達成ヲ期スル考ヘデアリマス。

本日茲ニ縣知事閣下ヨリ私共道路愛護會並ニ學校代表者、

修路工夫ヲ數々召サレマシテ表彰ノ式典ヲ舉行政サレマシタ事ハ一同非常ノ光榮ニ存ジマスル次第アリマス。本縣

說苑

被表彰者惣代 西豐永村道路愛護會長

簡單乍之ヲ以テ答辭ト致シマス。
昭和十三年六月十日

輓近ノ情勢ニ鑑ミマシテ道路保全ノ大切デアリマス事ハ曩ニ發セラレマシタ告諭ノ中ニ盡サレテ居ルノデアリマシテ當局ノ御指導ト相俟ツテ愛護運動ガ今日ノ如ク盛ニナツテ參リマンタノハ時局ニ對スル縣民一般ノ認識ト縣治上ニ於ケル自覺トヲ證據立テルニ足ルモノト考ヘルノデアリマス。

優良道路愛護團體表彰調

年度別	團體數	參加	第一位	第二位	第三位	第四位	道 路 愛 護 會 審 查 成 績	計	個 人 表 彰	其 他
昭和十一年度	二		一	二	〇	〇	三	〇	〇	
"十二年度	一	空	七	五	元	究	三〇	〇	〇	
"十三年度	一九	〇	六	三	九	天	〇	〇	〇	

高知縣土木課員の勤労奉仕

道路愛護が盛になり道路は美華せられ地方産業は發展して來た、そして土佐の道路は日本一と常に自負しつゝある

高知縣では今回道路愛護會の指導者たる土木課員を打つて一丸とした勤労奉仕團を結成した。即ち道路愛護の指導者は自からスコップを以てと云ふスローガンの下に勤労奉仕

を實行する事ゝなつた。現代日本の思潮は口や机上の議論を戦はすべきでない、先づ身自からが實行して範を大衆に垂れ名實共に立派な指導者となつて黙々と大衆を追隨せし

むるの秋である。此の意味に於て加藤土木課長を首班に一

班十名宛三班の勤労奉仕團が組織されるに至つたのである第一回の勤労奉仕は去る七月二十八日午後一時より五時

を擇擇する事になつてゐる。



(撮影念記) 勤勞奉仕の實況

第一回は八月四日午後一時より五時まで舉

行する豫定であるが、

今日は八月二日の豪雨

により道路に多數の崩

土が生じたので地元關

係道路愛護會員と協力

して道路崩土取除を行

ふこととなつてゐる。

右勤労奉仕は毎週木曜

日を奉仕デーと定め世

話役には梅田屬、水田

まで市内鏡川筋に於て水中砂利採取を爲し、府縣道梅ヶ辻朝倉線の砂利散布を行つた。其の成績は頗る良好にて炎天九十六度の流汗勤労を遂行した譯である。

この結果縣下道愛護會の活動は一段と高潮せられつゝあり、各土木出張所に於ても所員を以て勤労奉仕團を結成

して不言實行の道路愛護指導運動が展開されるに至つた。

内務省だより

一 記 者

○昭和十三年度實行豫算編成さる

現下非常時局に鑑み政府は重要物資需給の適合と消費節約の徹底とを期する爲政府支出の緊縮に努むる必要上六月二十八日の閣議決定に基き實行豫算を編成する事となり銳意各省と折衝の結果八月九日の閣議に於て之を正式決定し發表をることとなつた。從て道路改良費豫算も相當繰延節約の厄に遭つた。然し道路の改良が軍事輸送、生産力の擴充、銃後対策等現下の時局に照し最も緊急なる事業であることが充分に認識せられ左の通りの節約で済んだことは不幸中の幸であつた。

特殊國道改良費

以上の事務費

府縣道改良補助費

五〇、〇〇〇圓

本年度に於ては節減額とするも明年度に於て別途承認するものとす

五八五、〇〇〇圓

明年度に補助金を繰越し交付するものとす但し飛行場其の他軍事施設道路の分は繰越さざるものとす

單年度國道改良費

四四一、〇〇〇圓

特殊國道に同じ

國道改良繼續費

五九六、〇六九圓

後年度に繰延ぶるものとす